

農業やめたら どうなるんだ この農地！

～持続可能な地域の農業を一緒に考えましょう！～

問合せ

農業委員会事務局
農地係
☎72-2101
(内線 441)

農地の将来を話し合う「地域計画」の作成を始めます

令和4年5月に、農業経営基盤強化促進法等が改正され、地域の農業を持続させるために農地所有者・農業者（兼業農家含む）・JA・行政などによる話し合いが、法律に基づく取組になりました。

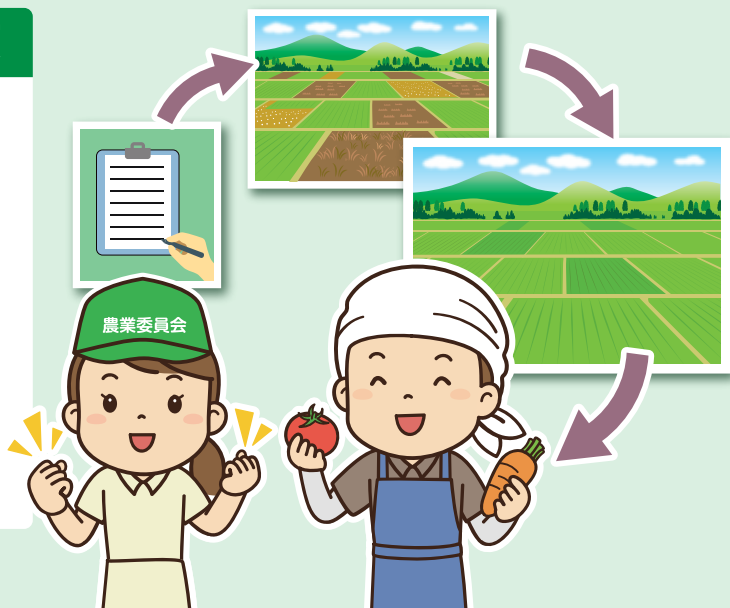
今までの「人・農地プラン」は名称を「地域計画」と改め、地域の農業を持続させていくため、集落又は旧村エリアにおいて、「自分たちの農業をどうしたいのか」「在りたい姿は」「そのために何ができるのか」、大切な農地・人・地域を無理なく守ってよりよくしていくために、関係する皆さんが膝を交えて十分な話し合いを行います。

5年先・10年先・その先も地域の農業を支える皆様の積極的なご参加をお願いします。

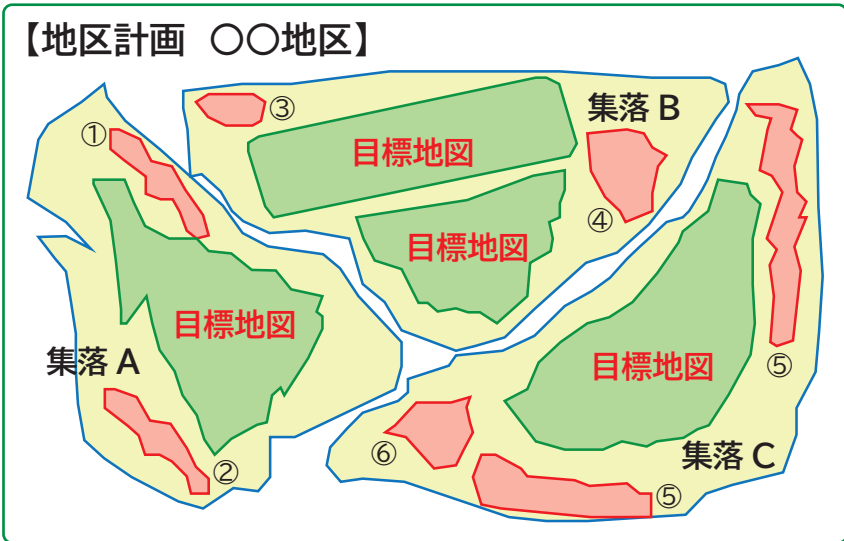


「地域計画」作成に必要な協議事項

- 10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）
- 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 農用地の集積・集約化の取組
- 農業用施設の整備に関する取組
- JA、サービス事業体等による農作業受託等の活用方針



守りたい農地を明確化する



<農用地の区分>

- 農業上の利用
(目標地図を策定)
- 粗放的利用
(必要に応じ活性化計画を策定)

①放牧、②鳥獣緩衝帯、
③緑肥作物、④燃料作物、
⑤植林、⑥蜜源作物等々

どの農地をどのように利用していくのか明確化！